

エチオピア連邦民主共和国

2022年4月4日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [小坂光矢](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年3月28日
法律事務所	Mesfin Tafesse & Associates Law Office (https://www.mtalawoffice.com/)
担当弁護士	Mesfin Tafesse , Principal Attorney
連絡先	E-mail: mtafesse@mtalawoffice.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。個別の分野に適用される法令のうち代表的なものとして、以下の法令が存在する。布告は、エチオピア政府（法務省）のウェブサイト（URL：http://laws.eag.gov.et/Layout/ventivell/AEAG.aspx）から検索可能である。</p> <ul style="list-style-type: none">■ 電気通信不正行為に関する布告 第761号/2012（Telecom Fraud Proclamation No. 761/2012）<ul style="list-style-type: none">- URL： http://laws.eag.gov.et/Upload/CassationDecisionsDocument/f0fcaa86-7ee1-4295-91a2-13378de3c8c7.pdf- 施行状況：2012年9月4日施行- 対象機関：公的部門及び民間部門- 対象情報：電気通信サービス加入者のデータ■ コンピュータ犯罪に関する布告 第958号/2016（Computer Crimes Proclamation No. 958/2016）<ul style="list-style-type: none">- URL： http://laws.eag.gov.et/Upload/CassationDecisionsDocument/992fbd9d-2fbb-40d2-9a62-7d5bb70b38fb.pdf- 施行状況：2016年7月7日施行- 対象機関：公的部門及び民間部門- 対象情報：コンピュータシステム上のあらゆる種類のデータ■ マスメディアの自由と情報へのアクセスに関する布告 第590号/2008（Freedom of the Mass Media and Access to Information Proclamation No. 590/2008）<ul style="list-style-type: none">- URL： http://ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/85148/95161/F104491799/E
------------------	---

	<p>TH85148.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> - 施行状況：2008年12月4日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：データ主体（個人）に関するあらゆる情報 <p>■ 金融消費者保護指令 No. FCP/01/2020（Financial Consumer Protection Directive No. FCP/01/2020）</p> <ul style="list-style-type: none"> - URL：https://nbebank.com/wp-content/uploads/pdf/directives/Financial%20Inclusion/FCP-01-2020.pdf - 施行状況：2020年8月25日施行 - 対象機関：公的部門及び民間部門 - 対象情報：特定された、または合理的に特定され得る金融消費者（金融サービス提供者の現在または将来の顧客）またはセキュリティプロバイダに関するあらゆる情報 																
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：なし</p>																
OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	<p>OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="373 1133 1441 1532"> <tr> <td>① 収集制限の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>② データ内容の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>③ 目的明確化の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用制限の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 安全保護の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 公開の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個人参加の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 責任の原則</td> <td>一部規定されている。</td> </tr> </table>	① 収集制限の原則	一部規定されている。	② データ内容の原則	一部規定されている。	③ 目的明確化の原則	一部規定されている。	④ 利用制限の原則	一部規定されている。	⑤ 安全保護の原則	一部規定されている。	⑥ 公開の原則	一部規定されている。	⑦ 個人参加の原則	一部規定されている。	⑧ 責任の原則	一部規定されている。
① 収集制限の原則	一部規定されている。																
② データ内容の原則	一部規定されている。																
③ 目的明確化の原則	一部規定されている。																
④ 利用制限の原則	一部規定されている。																
⑤ 安全保護の原則	一部規定されている。																
⑥ 公開の原則	一部規定されている。																
⑦ 個人参加の原則	一部規定されている。																
⑧ 責任の原則	一部規定されている。																
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> - エチオピア国立銀行が発行した通達（No. FIS/01/2014）は、金融サービス提供事業者のモバイルエージェントバンキングサービスによって保持される金融データは、銀行のデータセンターおよびサーバーの外に移転できないことを定めている。 <p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> - 公的機関は、裁判所の令状なしに特定の種類のデータにアクセスする権限を有する。 																

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">- 例えば、倫理・反汚職委員会は、汚職犯罪の疑いや捜査を受けている個人または組織の銀行口座に関する情報を入手する権限を有する。また、国家情報安全保障局から必要な情報や証拠の提供を求められた者は、裁判所の令状の有無にかかわらずこれに協力する義務を負う。 |
|--|---|

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/